

## 別送書類

電子申請によるデータ送信後、次に掲げる書類を各1部、提出期限までに郵送又は持参してください。

### (1) 共通審査自治体に提出する書類

#### ア 法人の場合

書類名	備考
別送書類送付書〔入札参加資格申請：共通審査〕	電子調達システム（物品等）から印刷したもの
履歴事項全部証明書	法務局で発行
納税証明書（国税） (未納の税額がないことの証明)	税務署で発行。「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書 <b>その3の3</b>
納税証明書（愛知県税） (未納の税額がないことの証明)	愛知県の県税事務所で発行。「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税」及び「自動車税種別割」の納税証明書 愛知県内に事業所がない者等で納税証明書（愛知県税）が発行されない場合は、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出してください。書類は、電子調達システム（物品等）「手引書・書類」のページからダウンロードしてください。

※別送書類送付書以外の書類は、申請日（申請データ送信日）において発行日から3か月以内のもの（鮮明であれば写しも可）

#### イ 個人の場合

書類名	備考
別送書類送付書〔入札参加資格申請：共通審査〕	電子調達システム（物品等）から印刷したもの
身元（分）証明書	本籍地の市区町村で発行 ※日本国籍を有しない方は、在留カード又は特別永住者証明書の写しを提出してください。 在留カード又は特別永住者証明書の裏面に住宅地変更の旨の記載がある場合は裏面の写しも提出してください。

登記されていないことの証明書（後見、保佐又は補助を受けていないことの証明）	全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で発行（ <b>東京法務局では郵送申請による発行も可能</b> ） ※定時受付期間は、通常時より発行に時間がかかることが予想されますので、早めに請求してください。
納税証明書（国税）（未納の税額がないことの証明）	税務署で発行。「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書 <b>その3の2</b>
納税証明書（愛知県税）（未納の税額がないことの証明）	愛知県の県税事務所で発行。「個人事業税」及び「自動車税種別割」の納税証明書 愛知県内に事業所がない者等で納税証明書（愛知県税）が発行されない場合は、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出してください。書類は、電子調達システム（物品等）の「手引書・書類」からダウンロードしてください。

※別送書類送付書以外の書類は、申請日（申請データ送信日）において発行日から3か月以内のもの（鮮明であれば写しも可）

安城市税の未納がないことについては、安城市が確認しますので、納税証明書の提出は必要ありません。電子調達システム（物品等）の納税確認画面で、安城市が納税状況を確認することに同意を選択してください。

※安城市が納税状況を確認できなかった場合、納税証明書等納税状況が確認できる書類の提出を求めることがあります。

※納税証明書は、申請日（申請データ送信日）において発行日から3か月以内のもの（鮮明であれば写しも可）

## （2）提出期限

### ア 定時受付

申請日（申請データ送信日）から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和8年2月24日（火）必着）

### イ 隨時受付

申請日（申請データ送信日）から7日以内必着

※上記ア又はイの提出期限となる日が平日以外の日に当たる場合は、その日

後の最初の平日とします。

(3) 提出先

ア 共通審査自治体

共通審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先を確認してください。

イ 安城市

〒446-8501

愛知県安城市桜町18番23号 安城市役所 総務部契約検査課